日本メッキ工業株式会社 行動計画 <女性活躍法(第1回)>

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和 4年 4月1日~令和 9年 3月31日までの5年間
- 2. 目標と取組内容・実施時期

目標:全社員の有給休暇取得率を50%以上とする

<実施時期・取組内容>

- ●令和 4年 4月~ 過去2年間の有給休暇取得率の低い人にその理由を確認し、取得率を妨げている原因を確認、分析する。
- ●令和 4 9月~ 管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、部長会にて業務削減案を検討する。
- ●令和 5年 4月~ 削減する管理職業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。
- ●令和 6年 4月~ 部署ごとの有給休暇取得率を部長会及び社内情報誌で公表し、全 社で共有する。
- ●令和 7年 4月~ 有給休暇の取得率が低い部署の管理職とその部下に管理部が面談を実施する。
- ●令和 8年 4月~ 達成未達の場合、時季指定有給休暇の増加を検討する。